

第一回みどりの委員会 議事録

- 開催日時 令和3年8月3日開催 14時～
 - 開催場所 流山市役所 第二庁舎 3階 301、302会議室
 - 参加者 みどりの委員会（木下会長、小木曾副会長、亀山委員、秋谷委員、
櫻委員、田中由実委員）
- 議題1 周辺自治会代表（村山代表）
議題2 周辺自治会代表（三浦代表）

議題1 流山市総合運動公園テニスコート周辺区域 再整備に係る設計について

発言者	発言
木下会長	<p>本日は地域の公園の設計について検討する、大変重要な会議です。とりわけ、地元の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただければと思っております。</p> <p>それでは早速ですが、まず議題1、流山市総合運動公園テニスコート周辺区域再整備に係る設計についてです。</p>
事務局	<p>総合運動公園の再整備につきましては、平成24年に再整備に関する基本計画を策定し、土地区画整理事業の進捗に合わせてエリアを区切って順次整備を進めてきました。</p> <p>今年の1月に行った会議では、テニスコート周辺区域の再整備の設計について、様々なご意見を伺いました。本日は1月にいただいたご意見、5月に行ったニーズ調査の結果を踏まえて作成した設計図面について説明いたします。</p> <p>まず、本日の資料について説明いたします。右上に運動資料1と書かれているものにつきましては1月の会議で、皆様からいただいたご意見とその対応方針のリストです。また、運動資料2、資料3につきましては、設計方針説明と設計図面の案です。運動資料1から3をあわせてご覧ください。</p> <p>今回の再整備のコンセプトは、「遊ぶ、学ぶ、交流する場」、「豊かな自然に囲まれた屋外を中心とした活動の場」、「複数のアイテムが交差する多様性のある場」、「老若男女誰でも使え、参加できる場」、「未来を見据えた発展のある場」としています。まず、公園施設の配置方針について説明いたします。</p> <p>一番面積が必要なテニスコートを本エリアでは8面にする計画ですが、1月に示した計画ですと4面のコートが隣り合う形となっております。その後現地調査を行ったところ、現在のテニスコートと野球場の間に、図のグレーの部分ですが、こちらに水路がございまして、テニスコートの整備に使用する施工機械が乗れるほどの耐荷重がないこと、この水路を改修するとなると多大な工事費がかかってしまうこと、また西</p>

側の道路、中駒木線と公園内には大きな高低差があることがわかりました。そのため、4面コートを二つ並べることが現実的ではないと判断し、結果的に合計面数は変えないものの、3面、3面、2面という配置とする案を作成しました。この提案につきましては、流山市体育協会にも事前に説明し了承を得ております。

次に収益施設の位置についてですが、運動資料1の意見番号2、において、キックマンアリーナ寄り、セントラルパーク駅から近いメインエントランス広場にするべきではないというご意見をいただきました。これらのご意見を元に、当初案、キックマンアリーナ寄り案、メインエントランス広場の3つの検討を行いました。キックマンアリーナ寄りは、駅から距離があること、またスポーツ施設に囲まれた位置にあることから、その空間との調和が課題となります。メインエントランス広場は、公園の顔としてのポテンシャルはありますが、スペースが狭いことと、芝生広場との高低差があることから、収益施設の計画が難しいと判断しました。そして、最終的にスポーツゾーンとピクニックゾーンから独立した空間作りが可能で、スポーツエリアと芝生広場を俯瞰でき、ある一定規模の土地が確保できる、当初案の場所に収益施設を設けることとしました。

続いて、運動資料1の意見番号3、4、15のほか、ニーズ調査でもご意見のありました、駐車台数や、身体障害者用駐車場、駐車場管理に関することですが、まず駐車台数は、現状の43台から110台に拡張することに加えて、合計4台分の身体障害者用駐車場を、キックマンアリーナ側と収益施設予定地側に各2台ずつ設けました。駐車場の管理方法については、有料化も検討すべきとのご意見を委員会とニーズ調査でいただいておりますので、有料化も視野に入れつつ、駐車場利用の改善に向けて検討して参ります。

続いて運動資料1の意見番号18や53において、運動公園のエントランスに関わるご意見がありました。メインエントランスは平成25年度当初の基本設計どおり、セントラルパーク駅に最も近いところとし、利用目的や利用動線ごとに、各エントランスを配置します。例えば、収益施設利用を目的としたエントランス、車で来場された方が駐車場から、テニスコートや、キックマンアリーナを目的としたエントランスなどです。

運動資料2の左側の4面のテニスコートと野球場の間の場所につきましては、現在、雨が降るとぬかるんでしまう場所ですが、こちらはよく駅前広場などで見られるようなコンクリート製のブロック舗装とし、歩きやすくするよう整備いたします。

	<p>野球場に隣接する現在バスケットコートのある多目的広場ですが、これまで通り、ボール遊びができる多目的な広場とします。ただしこれまではスケートボード利用者とバスケットなどのボール遊びの利用者が混在していましたが、バスケット、スケートボードともに、競技人口が増えていることから、現在あまり利用されていない日時計のある場所をスケートボードなどのローラースポーツ全般用の広場として整備することですみ分けをし、利用者の安全を確保します。</p> <p>運動資料1のご意見で複数いただきました樹木の保全についてですが、基本的にはなるべく伐採しないで済むように配置を計画しましたが、テニスコートの整備を行う上で、どうしても当たってしまう大きなケヤキについては、今後詳細な生育状況や周辺状況、施工費などを精査し、移植の検討を行って参ります。多目的広場の周辺の樹木は、サクラがほとんど枯れかけていること、メタセコイヤが過密で、互いの生長を阻害していることから、残すべきものと間引きするものを判断し、保全します。メインエントランス予定の脇にある保護樹林ゾーンにつきましては、貴重な樹林なので、特に整備は行わず下草の処理や枯木の処理など必要に応じて適切な管理を行います。今述べた樹木や、今回の資料に掲載されているものはごく一部の樹木なので、これ以外にも、今回の設計範囲全体的に良好な樹木弱ってきている樹木など、様々ございますので、なるべく良好な樹木は残せるように、一本一本状態を見ながら判断していきたいと思えます。</p> <p>続いて人の動線となる園路についてですけれども、テニスコート脇の水路の上を活用して園路にします。この園路は野球場前の広場のよう、よく駅前広場などで見られるコンクリート製のブロック舗装とする予定です。多目的広場は透水性の舗装、ローラースポーツ広場はコンクリート舗装とする予定です。収益施設から芝生広場にかけては芝生とし、駐車場とテニスコートの間の緩やかな斜面も芝生として、テニスコートの観客席として活用できるようにしたいと考えております。</p> <p>以上が設計方針です。よろしくお願いたします。</p>
木下会長	<p>それではただいま事務局の方から説明があった内容についてご意見をいただければと思います。</p>
秋谷委員	<p>すいませんもう一度教えてください。収益施設はどこに設置予定でしたでしょうか。</p>
事務局	<p>運動資料2の図面で黄色く円で囲っている場所です。</p>
木下会長	<p>収益施設の位置に関してはただいまご説明いただきましたように、前回の委員会では、壁打ちコートやメインエントランスのあたりがいいのではないかというご意見をいただいております。それに対して今回、当初お示しいただいた今ご説明いただいた黄色の場所がやはりよいのでは</p>

	<p>ないかという内容になっておりますので、精査いただければと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>亀山委員</p>	<p>1点目は収益施設の関係で伺います。施設というと屋根付きのカフェというイメージがあると思います。実は現在コロナ禍の中で商工会議所の方に、飲食店の方からご意見をいただいています。市の商工振興課振興課も事業として実施しているテイクアウトデリバリーの一環で、お店での販売ではなく簡単に言うと移動販売って言ったらいいのでしょうか、現地で販売するという方法です。これは必ずしもキッチンカーという話だけではなくて、許可を取れば、例えばレストランとかでサンドウィッチやお弁当を作って、もって行ってそこで販売するということも可能です。キッチンカーがなくても、例えば軽のワンボックスとか、自家用車みたいなものであったとしても、お弁当を積んで、パラソルと看板を掲出できれば、駐車スペースぐらいで販売ができるというものです。市内の事業者さんにとっても、流山の中では新しい販売手法ですし、公園利用者の消費者側からしても、この近辺にコンビニも少なく非常に便利であると思います。「施設」というとらえ方ができるのかはわかりませんが、駐車場に作るのではなくて、例えば収益施設の運営エリアにおくとか、管理車両用園路の幅員を広くして車3台ぐらい縦列する、というような手法でも結構です。それで場所代を公園管理者がもらうことも可能だと思いますので、そういったコンパクトに収益を上げるという使い方も検討してもらいたいです。</p> <p>もう1点については、メインエントランスの近くにあるお墓の件です。メインエントランスが駅から一番近いところということで、メインという言葉を使っていますので、公園の顔になる部分なんだと思います。私も先祖を大切にしているので、決してお墓を無下にするわけではありません。先日、この墓地を見てまいりましたところ、現在はメインの園路予定地の脇に細い道路があり、東栄寺さんというお寺の石があって、お墓がよく見える状況になっています。地元や権利者のお考えももちろんあるでしょうから、そんな簡単に移転なんていう言葉を使ってはいけないのかもしれませんが、公園として一緒にうまく共存していく、作り込みみたいなものについて、何かお考えがありますか。</p> <p>この2点についてお答えいただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>まずキッチンカーといいますか、テイクアウトデリバリーの方から申し上げます。現状キックマンアリーナ前で指定管理者である東京ドームが中心となって、週末を中心にキッチンカーが出店し、そこで公園利用者もしくはアリーナの利用者に対して食事を提供するような段取りをとっています。指定管理者である東京ドームの方でとりまとめた形で、市内の事業者の参入を図っているところです。運動公園は最終的に全部</p>

	<p>で17ヘクタールになるので、そこだけに限らず例えばピクニック広場の方だとか、そういったところにもキッチンカーの機動性を活かして出店することは可能かなと考えております。公募なり、いろいろな手法を使って今後、練り上げていかないといけないのかなと考えています。</p> <p>それからお墓の件ですが、地元の方のご意向もあったのだらうと思います。存置という形で、運動公園の中に入った形で事業計画が定められています。それに従った上で、公園の都市計画決定もされていることから、お墓の位置に関しては、このままの状態でも再整備を進めていきます。周囲を完全に囲むかどうかなどまだ何も決まっておきませんので、東栄寺さんとかと協議しながら周りのしつらえなどを決めていきたいなと思っています。</p>
<p>村山代表</p>	<p>今のご意見に関してなんですけど、動線としてはセントラルパーク駅の方から入ってくるのはこの出入口かもしれませんが、メインエントランス広場という名前は、今亀山委員がご質問されていましたが、やはり違和感があります。今後の広場どのように設計されるのでしょうか。整備されるのはいいと思います。セントラルパーク駅からの出入口、動線としてはしょうがないかなと思います。ただし、ネーミングがメインエントランス広場と言われると、ここは公園のメインなのか？と思います。キックマンアリーナの近くなど、他にも出入口がいっぱいあるので混乱すると思います。そのため、その呼び方と整備の仕方はやっぱり一工夫していただいた方がいいかなと私も思います。</p> <p>また、駐車場をこれだけ広げていただくのは非常にいいかと思ってありがたいのですが、南にある日本庭園サイドの駐車場を平日、ほとんど使えないようにしていますよね。近隣の人が停めてしまうからということ使えないようにしているのだと思います。しかし公園を利用されている方からいろいろと不満があるようです。多分市役所の方にも苦情が出ているのではないかと思います。ここを何とかまい具合に平日公園利用者が使えるような形にぜひ前向きに検討していただきたいと思います。単にバーベキュー施設の管理されている方へ出入口の管理をお願いするだけじゃなく、そこをもう一工夫していただきたいかなと思っています。</p> <p>次に質問ですが、テニスコートのところに観覧席が一応設置されるようですが、このところの上に、日よけか何かはつくのでしょうか。観覧席は非常に皆さん喜ばれると思いますが、炎天下ですと真夏は高温になると思います。樹木がここに被ってこないとなると、せっかく作った観覧席が夏に使えなくなってしまうと思います。ここは一つ検討していただけたらありがたいかなと思っています。</p>

	<p>最後の質問です。今後の日程を見ていたのですが、基盤整備を行うのにこの9月過ぎてから令和5年度までかかるようなことが書いてありますが、造成の仕方など、いろいろ準備もあるかと思いますが、非常に時間がかかるなど感じました。施設の設置、テニスコートの増面もそのあとになるのかなと思いますが、こちら辺実際どうなのかなということで質問します。以上でございます。</p>
事務局	<p>まずメインエントランス広場という名称ですが、まだ仮称ということで駅から一番近いところに入口が設定されていますので、ここは南側のメイン、いわゆる運動公園のメインとなる入口の一つだというふうに考えてもらえればと思います。</p> <p>それから駐車場に関してですが、確かに南側駐車場は平日閉鎖されていて、おっしゃられた通り駐車場の開閉管理をパーベキュー施設運営者に頼んでいますので、パーベキューを開催する時のみの駐車場を開放している状態ですが、今後南側の駐車場のみならず西側、北側も含めて、運動公園の全体的な駐車場計画を有料化のことも含めて今後検討していかないといけないかなと思っています。南側のみだけでなかなか解決できるような内容ではないと考えています。</p> <p>それからテニスコート観覧席の日よけですが、なるべく樹木などの日よけを考えながら配置を設計していかないといけないかなと思っていますが、実際にスポーツ施設を管理するスポーツ振興課や指定管理者の方と協議しながら進めていきたいと思っています。</p> <p>それからスケジュールに関してですが、今回9月を目途に設計方針をまとめる予定です。その後県の区画整理事業者側の造成工事が入り、その後、今年の9月に示す再整備の設計を基に市の工事を進める予定です。そのため、順次造成から施設の整備となるとどうしても1年以上の時間がかかってしまうかなというのが現状のスケジュール感です。以上です。</p>
木下会長	<p>ただいまのご意見についてですが、テニスコートのうち南側の3面と3面の間に結構スペースが空いていますが、ここはどんな形になる予定でしょうか。</p>
事務局	<p>観覧スペース、または待機スペースなどで使えるようにスペース空けています。ここについてはスポーツ振興課がこのテニスコートの全体の設計をする時にその必要性も含めて一緒に検討していくものです。</p>
木下会長	<p>暑いので、日よけになるようなもの、樹木の方がいいのか工作物がいいのかわかりませんが、管理が発生しますので、その辺は指定管理者やスポーツ振興課としっかり協議していただければと思います。</p>
樫委員	<p>多目的広場ゾーンですが前回の計画ですと、テニスコートの一部になる予定だったと思いますが、現状の樹木が残るようになったのは、大変よ</p>

	<p>かったなと思います。ありがとうございます。また、樹林活用ゾーンがローラースポーツゾーンになっています。真中にローラースポーツの施設がありますが、25m×30mというのは非常に中途半端なスペースだと思います。ローラースポーツをやる人がどのくらいのスペースが必要なのか自分でやったことがないので私は全然わかりませんが、中途半端であまり使われないのではないのかという危惧があります。元の計画だと既存樹林ゾーンということで、ほぼ現状のままみたいな状況だったかと思いますが、無理にローラースポーツのためのスペースを作る必要があるのかなと疑問に思いました。どういう方針なのかお聞かせください。</p>
事務局	<p>まず多目的広場ゾーンの件ですが、そこだけの話ではなく全体的になるべく樹を残すという考え方で当初設計から手を加えてきました。</p> <p>ローラースポーツゾーンに関しては本格的な施設を想定していません。初心者、これからちょっと始めたい、あまりスピードを出すことができない、そういった方を対象にしたものを考えています。上手な方には、上級者向けの施設が市外にありますのでそちらの方に行ってください、技を磨いていただきたいと考えています。そのため、あまり広いスペースを考えていません。また、あまり広いスペースになってしまうと、既存樹木を伐採せざるを得なくなってしまいます。そのため、必要最低限の規模をこちらに設けました。</p>
檜委員	<p>オリンピックを見ていると施設にすごい起伏がありますが、そういったものは整備しますか。</p>
事務局	<p>オリンピックでやるようなパークの導入は考えていません。市の方でも工事・設置費用を概算してみましたが、非常に予算がかかることがわかりました。そういう大きな施設にはちゃんと利用料金を払って、使っていただくものになると思います。</p>
秋谷委員	<p>この地域で年間を通じて集客可能な施設とはどんなものでしょうか。採算性については非常に難しいところがあるのではないかなと思います。当然サウディングなどを行っていくと思いますけども、駅前とはいえこの地域に集客力のある施設はありませんし、公園に来る人またはわざわざ来る人が対象になるかと思いますが、そういったところを考えますと、週末、または季節に合わせてスポット的なイベントと、恒常的な物販・飲食を併せて取り組んでいく方が、現実的な方法ではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>市としては、現時点において運動公園内で想定しているのは、レストランやカフェといった飲食店ですが、単体だけで営業が成立しないのであれば、野菜の直売所やマルシェなど、様々な形態があるかなと考えています。その辺りは民間の業者からサウディング型市場調査でいろいろな考えを持っているとわかりましたので、民間事業者のノウハウを基</p>

	<p>に収益施設を設置し、公園利用者または周辺住民に活用していただければなど考えています。</p>
田中由実委員	<p>先ほど、収益施設のレストランなどのお話があったかと思いますが、生涯学習センターの中にカフェがあり、ちょっと行って戻ってくることができるような距離だと思います。互いの利益の邪魔にならないように注意が必要だと思います。</p> <p>また、駐車場の安全性に関してですが、公園なので子供がよく来ると思います。事故がないようによく検証していただければと思います。以上です。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございました。</p>
秋谷委員	<p>議題には直接は関係ないことかもしれませんが、関連していることなので質問いたします。</p> <p>再整備に合わせて、補修の必要性があるところについてはどのように対応していかれますか。といいますのは、野球場のセンターのスコアボードの裏の方、資料では多目的広場ゾーンやローラースポーツゾーンの向こう側ですが、ここの園路はかなり陥没しており、ベンチなんかはとても使用に耐えるような状態じゃないと思います。またその奥に行きますと鉄柵で囲まれている機関車が置いてあるところがありますよね。鉄柵が腐食していて、大分傷んでいるところがあります。その辺りの補修のスケジュールは、いかがでしょうか。今回の設計の区域外ですから、先になってしまうと思いますが、再整備した綺麗な区域と、区域外のギャップがあまりにも大きくなってしまわないかなと思ひまして、お尋ねします。</p>
事務局	<p>運動公園全体のことでありますが、今年度 SL や大型遊具があるようなアスレチック広場の工事発注をしております。こちらも再整備し、補修、園路の見直し、それからバリアフリー化を行います。こちらはコンクリートの園路があって、その周りとの段差が非常に大きいところもありますが、そういうところをフラットにしていきたいと考えています。同様の考え方で、今回の議題のテニスコート周辺区域も再整備を行います。特にこちらの多目的広場周辺、いわゆる野球場ライト側のところに関しては、雨が降ると泥がたまったりしているのが見受けられるので改修しますし、ピクニック広場に関しては千葉県土地区画整理事業の方でこのメイン園路を含めて補修していきます。</p>
村山代表	<p>テニスコートと野球場の間のコミュニケーションゾーンと呼ばれているところですが、場所が現状とほとんど変わらないとなりますと、先ほどおっしゃいましたように、ここは非常にぬかるみます。また、夏になるとトイレがものすごく臭いです。ここは別途、全体にあわせてではな</p>

	<p>く、それだけでも先に整備できるようでしたらやっていただけると皆さん喜ばれると思います。</p>
事務局	<p>こちらのトイレとその目の前の広場についてですが、現在雨が降るとすぐにぬかるんでしまいますので、平板舗装をして使いやすいようにする予定です。ただし、野球場の観覧席の工事を行う予定でして、舗装を行ってから観覧席の工事に入りますと、舗装の上を重機が走行することになり、舗装が悪くなってしまいますので、観覧席工事が終わってから舗装工事を行いたいと思っています。</p>
小木曾副会長	<p>前の委員会の議事録を読み、多くの意見が出ていますのでしっかりと対応していただければいいかなと思います。言葉で表現することは意外と実際の設計に移す時にニュアンスが変わったりしますので、非常に難しいと思います。ニーズを意識してもらって最後の設計、場合によっては施工まで意識をして丁寧にやって欲しいなというのが私の意見です。</p> <p>それから、私も造園をずっとやっておりまして、やはり樹木についての話がたくさん出てきます。運動公園は古く、開設から時間が経過している公園なので、当初植栽した樹木が成長していますし、様々な維持管理が必要だと思います。意見番号8番で落葉樹、樹林地は残すべきというご意見に対し、残しますと一言回答がありますがこの一言の中にも、例えばもう樹勢が弱って倒れそうとか様々な状況があるので、そういうのを一つ一つ判断し、丁寧にやって欲しいなと思います。</p> <p>意見番号11番では樹木を多く切ってしまうのは残念である、エリアの考え方はどうですか、という意見にも基本的には残しますっていう話になっているのですが、樹木の状態に鑑み、移植できるものを選定し移植しますと、丁寧に書いてありますので、総合的に見てバランスのいい、樹木の配置をしてもらえばいいかなと思います。樹木を丁寧に設計するだけでも、結構エネルギーがかかると思います。例えば意見番号16番の、老化対策及び四季を感じる樹木の保存とありますけれども、こういうのも大事なことなので、対応をしっかりやって欲しいなと思います。</p> <p>樹木について、丁寧にやって欲しいなというのが私の意見でございます。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
秋谷委員	<p>先ほど、千葉県の土地区画整理事業により施工するというところがありましたよね。そこは基本的に樹木を伐採してしまうのでしょうか。</p>
事務局	<p>全部ではありませんが、区画整理事業者と現場で立ち会って、残せる樹、残したい樹を見えています。どうしても盛土造成をする箇所があるの</p>

	で、致し方ないところに関しては、伐採または移植などの措置をとらざるをえないです。
秋谷委員	ということは、ほぼほぼ伐採ということですね。
村山代表	先ほども申し上げましたが、芝生だけの広場は、季節によって日照りがすごくて、使いづらいと思います。先ほど副会長もおっしゃっていましたが、できるだけ樹木は極力予定がない限り残せるものは残していただき、憩いのある場所を作っていただきたいと思います。
事務局	ピクニック広場の施工ですが、形のいいケヤキは残す予定ですし、全部伐採ということとはございません。極力樹木を残すように進めていきたいと思っています。
木下会長	今の樹木の件ですが、伐採と言ってしまうと非常に否定的なニュアンスですが、元気な若い樹木に植え替えるという考え方が大事だと思います。もちろん大きくて元気な樹で、工事に支障がない場所にある樹は残すべきだと思います。傷んでいるものは、場所をずらして新しい樹にしていくとよいと思います。
村山代表	地元住民からすると、現在旧南側駐車場の工事をされているかと思いますが、立派な樹木をたくさん伐採し、ほぼなくなってしまったという印象を受けています。住民同士で、なぜこんなに切られてしまったのかと話したことがあります。
事務局	補足ですが、駅から近い入口から園路沿いに、新しく樹を植える予定になっています。樹種の選定に関しては最終的に詰めなくてはなりませんが、現時点の予定ではこの園路の両サイドにケヤキを植える予定になっており、公園の中の方はクスノキを植える予定になっています。
木下会長	樹木に関して確認させてください。コミュニケーションゾーンのところの西側の水路と園路の2本があります。ここは、私の記憶だとこの2本の間に若干の段差があり、そこに植栽が入っていたかと思います。ここがコミュニケーションゾーンということであれば、元からある4面のテニスコートと野球場は一体的になっていますが、今度新しくできるテニスコートとコミュニケーションゾーンがこれだと分断されてしまっているようになっていて、ここはバリアフリー対応も含めて一体的に、設計した方がいいのではないかなと思いますがいかがでしょうか。ただし、それでまた樹を切るということになるとまた問題だと思います。ここに大きなクスノキが1本ありますよね。
事務局	水路は耐荷重の制限はございますが、ある一定の高さまでは土を盛ることができるので、少しこの高さを上げます。それにより段差をできるだけ解消して、バリアフリーを確保します。また、ここにある優良なクスノキなどは残していくように進めていきます。

木下会長	<p>水路、園路とコミュニケーション広場が一体的に設計されるといいなと思いました。墓地の件ですが、墓地と公園という組み合わせは違和感があるかもしれませんが例えばアメリカやヨーロッパの公園の歴史をさかのぼりますと、公園のスタートラインは墓地でして、墓地が公園になっていたという歴史があります。あまり日本ではそういう習慣がありませんが、お墓詣りのついでにレクリエーションを楽しむような歴史もあります。下手に隠してしまうと、かえってよくないのではないかなと思います。意図的に隠しているなど感じると思います。別に隠す必要はなく、メインエントランスではありますが、公園の中にお墓が馴染んでいるというやりの方がいいのではないかなという気がしますが、いかがでしょうか。地元の方のご意見も伺えればと思います。</p>
村山代表	<p>アメリカの墓地公園と日本の墓地は全然違うと思います。アメリカの墓地公園などはフラットで公園と一緒にきれいに整備されているのだと思います。ここは所有者の方もいらっしゃいますし、大きな土地でもないですから、公園に隣接していること自体は特に問題ないと思います。ただ先ほども私が申しあげたのは、墓地が見える入口をメインエントランスというのはネーミングを含めて少し違和感があるなど感じています。</p>
木下会長	<p>慎重なデザインをする必要があるかなということですね。</p>
檜委員	<p>先ほど土地区画整理事業で整備する園路の両脇の樹種についてケヤキとクスノキを選定しているというお話を伺いましたが、できるだけ樹種を多様にした方が良くないかなと思います。単一的な園路も綺麗だとは思いますが、生物多様性の観点からすると、様々な樹木を組み合わせの方が様々な生物が生息できます。その並木だけでなく公園全体の話でもありますが様々な樹木を組み合わせただけであればいいのかなと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>参考にさせていただきますして、なるべく多様性に富むような樹種選定を検討します。</p>
木下会長	<p>本日は地元自治会の方が3名欠席されていますが、今日のこの案とそれに対するご意見は欠席者の分も汲み取っていただけるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の会議の議事録をご欠席されている方にお送りしまして、議事録をご覧いただいてご意見があればいただこうと考えています。</p>
木下会長	<p>そのようにご対応いただければと思います。 他にご意見がないようなので、議題1については以上とさせていただきます。</p>

議題2 南流山中央公園 再整備に係る設計について

発言者	発言
木下会長	議題2、南流山中央公園再整備に係る設計について事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局	<p>南流山中央公園は昭和55年に設置されて以降約40年が経過し、施設の老朽化が散見されていることから、再整備を実施することといたしました。本日は、1月にいただいたご意見とこれまでに行ったニーズ調査結果を踏まえて作成した設計図面について説明いたします。まず、本日の資料について説明いたします。中央資料1は、1月の会議で皆様からいただいたご意見とその対応方針のリストです。中央資料2は、設計方針説明と設計図面案です。中央資料1、2を併せてご覧ください。コンセプトは「インクルーシブパークの発展的実現のための公園リノベーション」とし、誰もが使いやすいインクルーシブな公園デザイン、利活用を促して新たな賑わいを創出する場所づくり、公園の魅力である豊かな緑空間の維持、向上、公園の見通しや適切な照度の確保、公園の魅力を生かした景観形成、災害時の避難経路や滞在スペースの確保、安心安全に配慮したユニバーサルデザイン、という方針のもと設計を進めることとし、中央資料2の表面右ページのようにゾーニング案を作成しました。北側の藤棚の近くは「四季の花を楽しみ、地域が集う交流ゾーン」、中央は「にぎわいを創出する多目的広場ゾーン」、水景施設跡は「既存の石組みを活用した探索ゾーン」、遊具のあるところは「遊具ゾーン」と、大きく四つのゾーンに分けています。</p> <p>改修ポイントを説明します。中央資料2の裏面左側をご覧ください。北から順番に説明します。まず藤棚のエリアは、中央の低木植栽により視界が遮られ、見通しが悪く、暗い場所を作ってしまったことから、中央の低木植栽を撤去し草花や地被類に変更し、管理が行き届いていない藤棚は剪定を行い、適切な環境にいたします。また、利用者が自然と駐輪していたスペースに駐輪場を新設します。中央の多目的広場は、これまでと同程度の面積を確保します。例年水はけが良くない場所につきましては改修を行います。中央の広場の周囲には芝生のピクニック広場を設けるほか、今回の改修工事でどうしても伐採せざるをえない古い桜を補植する形で芝生広場に桜を新植します。また、園路と広場が接続し中央を見通せるような場所に休憩スポットとしてベンチを3ヶ所新設します。更に、公園をぐるっと一周できる周回園路を整備します。トイレは現在北側にあり老朽化していて使いづらいものを撤去し、南側の遊具広場のそばに多機能トイレを新設します。遊具広場は中央広場と繋がるように拡張するほか、見守り用のベンチを新設します。水景施設跡は子供たちがみずから工夫して遊んでおり、非常に人気が高いことが</p>

	<p>ニーズ調査によりわかりました。そのため大きな改修はせず、今の形を活かしたものとします。</p> <p>また、公園のエントランス及び園路全体のバリアフリーに配慮します。断面図②をご覧ください。上段の断面図は現状の形ですが、傾斜が急であり車椅子で移動するには危険で、園路が繋がっていないためバリアフリー対応していませんでした。そこを下段の断面図のように、フラットな出入口とバリアフリー園路を整備することにより、誰もが使いやすい形に改修いたします。公園の樹木は多数のご意見をいただいておりますが、視界が悪くなってしまっている原因の低木を減らし、刈り込みを行うなど、どうしても園路にあたる樹木などはやむを得ず伐採を行いますが、それ以外は基本的に保全して参ります。</p> <p>以上が設計方針です。よろしくお願いいたします。</p>
三浦代表	<p>みどりの委員会だよりにあった、汚染土埋設地の点線の枠がありますが、埋設地はここだけでしょうか。天地返ししたものが全体的にあるのではなく、ここに集めて埋めてあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。ここだけになります。</p>
三浦代表	<p>多目的広場の舗装はどのようなものを予定していますか。あそこは前にもお話ししましたが、神明堀があふれた時の車の避難場所になっていますので今の舗装だと雨が降ったらぬかるみ、轍がものすごくついてしまいます。</p>
事務局	<p>ダスト舗装を予定しています。水はけをよくし、車が避難してきても大丈夫なように改修します。</p>
三浦代表	<p>そうすると、車の轍が残りづらくなることを目指しているという理解でいいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
三浦代表	<p>北側に将来的な利用ゾーンがございますが、ここをもう少し工夫しないと人がここに全く寄らない状況になってしまうのではないかと思います。全体をみた場合、南側の方にはぎやかかなところがありますが北側には特に何もありません。しかしながら公園全体の面積からすると決して少なくないと思います。そのため何かもう少し工夫をしないと、ただ植栽があって人も来ない、デッドスペースとまでは言わないまでも、せっかく改修するのにぎやかさがここだけ何か足りないかなと思えました。将来的にどんなことをお考えなのかを伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>藤棚に囲まれている背が高めの低木が見通しを悪くしている原因なので、それを改修するほか、藤の剪定などの整理を行うことで北側は全体的に明るくなると思います。賑わい創出の工夫については、今後の検討材料にしたいと思います。</p>

<p>三浦代表</p>	<p>南側の遊具ゾーンは拡張する予定になっていてそれなりにいろいろと遊具が置かれると思いますが、年齢別に分けるといいですか、北側のスペースに2歳3歳ぐらいの小さいお子さんでも遊べる場所を設けるのはいかがでしょうか。小学生ぐらいの大きい子と混在すると危ないと思います。私の孫もちょうどその世代なので。そのように年齢別にゾーン分けするのも一つのアイデアかなと思っています。ただ単純に植栽だけで季節によって花が変わりますというのは、魅力を感じるでしょうか。人を集めるのにアドバンテージがあるかというところちょっと僕は疑問かなと思いました。やっぱり公園は親子で遊ぶ、子どもが遊ぶことをメインに考えた方がより活性化するのではないかと私は考えました。そこら辺もう一工夫できるとよいのではないかなと思います。ここでタイミングを逃しちゃうと多分また何十年か手が加えられなくなると思います。だから、そこら辺を再考してもらった方がよいのではないのでしょうか。明るさだけの問題じゃなく人を呼べるものを考えていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>検討して参ります。</p>
<p>木下会長</p>	<p>南側は新たに見守りスポットを作っていただくという話になっていますが、北側は既存の藤棚がございましてここで座りながら見守りみたいなことは割とやりやすいかなと思います。</p>
<p>亀山委員</p>	<p>2点質問いたします。園路にメインとサブという表現をしているところがありますが、幅員がそれぞれ2mと1.2mという違いがあるとおもいます。これらの舗装には違いがございましてか。水たまりができてしまう、泥がたまってしまふなどで園路の使い勝手が悪くなってしまい、メインとサブでどっちがどっちかわからなくなってしまうことや、せっかく2経路設けたのに片方使わないということになってしまうのもったいないので、幅員が違うだけでなくしっかりと施工をしていただきたいと思います。</p> <p>もう1点は総合運動公園の議題でも申し上げましたが、移動販売の乗り入れについてです。移動販売は例えば自治会のお祭りなどで活躍すると思いますが、一般用の駐車スペースは設けないと思いますので、管理用の車両を駐車できるようなスペースを設けていただくことを検討していただきたいです。そして、そのスペースを移動販売用に開放していただくことを考えていただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず園路の舗装の材質はメインとサブで同じものにする予定です。探索ゾーンのところはサブ園路に高低差がございましてフラットに行けるところはメイン園路になります。園路を選んで歩けるようにしています。</p> <p>車の乗り入れができる場所については、今後検討してまいります。</p>

<p>檜委員</p>	<p>前の計画の中に石組みを活かした探索ゾーンはプレイパークを検討するという記載がありましたが、今回の資料にはプレイパークという言葉が掲載されていません。プレイパークという考え方は一旦白紙になったということでしょうか。たしかプレイパークという話が出たときにこのスペースはあまり活用されてなく何とか活用させるために、プレイパークという考え方があったかと思います。プレイパークという形をとらないのであれば、どのように活用していくのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>子供たちにニーズ調査行ったところ、自分たちで工夫してこの場所を使って遊んでいることがよくわかりまして、そのまま取っておく方が良く考えておりますので、大きな改変や改修ということは行わずこれまで通り遊べるようにとおきたいと思っております。またプレイパークについては今後利用状況を注視し、プレイパークリーダーの人手も含めて検討していく必要があるかなと思っております。</p>
<p>檜委員</p>	<p>子どもたちが利用しているという声はアンケート結果で抽出したのでしょうか。どのくらいの年齢層の子供たちでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和3年6月発行の委員会だよりの右側にニーズ調査の概要が掲載されています、ここの学童ヒアリングをご覧ください。南流山中央公園を利用している民間の学童が二団体ありましたので、そちらの小学校1年生から3年生の子たちを対象にしてヒアリングを行いました。委員会だよりの裏側の左下に結果が掲載されています。岩のところのがのぼれて楽しいなど、太字のところは複数回答ですので結構こういったご意見が子供たちから上がっていたのでよく遊んでいることが分かり、残していこうとなりました。</p>
<p>檜委員</p>	<p>ありがとうございます。最近子どもたちだけで集まって遊びに来るという姿が見られないような印象を受けていたので、多分学童という枠で皆さん遊びにいらっしゃっているということなのですね。</p>
<p>田中由実委員</p>	<p>檜委員の補足ですが、結構小学生は学童に限らず割と遊んでいるなという印象を受けています。</p> <p>プレイパークを実施しないということであればそれはそれでよろしいかと思いますが、多少整備されるのでしょうか。</p> <p>その大きい岩などは小学生ぐらいは結構物ともせずあちこち飛んだり、何かしたりとかするとは思いますが。一方で小さい子には遊ぶのが難しいと思いますが、どのように棲み分けを考えていますか。小さい子は遊具ゾーンでという考え方にするのでしょうか。</p> <p>また、危険箇所がないかだけ確認していただいて全身を使って小学生が遊べるようなところになればいいのかなと思っております。プレイパークを本当にやろうと思ったら人も置かないといけないし、維持管理が大変だと思いますのでなくてもいいかなと私は個人的には思っています。</p>

	<p>四季の花を楽しむゾーンは藤棚がやっぱり薄暗くてちょっと心配です。</p> <p>この辺人は来ないかもしれないもったいないというご意見もあったかと思うんですけど、公園利用者には多様性があって子供だけでなくお年寄りの方もいらっしゃいますので癒しを求めてこられる方もいらっしゃるかもしれません。明るさがある中で少しでも涼しさも感じられるような、そういう空間が一角あってもいいのかなと思います。</p> <p>最後に、全体的に公園内は起伏が激しいと思いますのでそういう中でも歩きやすいような道があるといいのかなと思いますのでよろしく願います。</p>
秋谷委員	<p>1月の委員会の意見要旨の中で不審者情報が多いとか監視カメラが必要という意見がありまして、結果的には設置する予定はないと方針になっておりますが、都市型公園における防犯カメラの設置について伺います。南流山中央公園のように人が多く集まる都市型公園では防犯カメラは犯罪防止のために有用性があると思います。一方で公園利用者のプライバシー保護をどうするだとか、設置台数がだいぶ多くなるだろうだとか、管理運営面という難しい問題もあるかと思いますが、なぜ設置しないという方針になったのかというのを伺いたいです。また、今現状で流山市内に防犯カメラを設置している公園はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>流山市内の公園につきましては防犯カメラを設置している場所がございます。近くの交差点から公園の中が見通せるようなところにある防犯カメラはいくつかございます。また、先ほど秋谷委員がおっしゃった、公園に防犯カメラを設置する基準や課題の整理ができておりませんので、そういったところを含めて、検討していかなくてはいけないかなというふうに考えています。</p>
秋谷委員	<p>他の行政では設置しているところがありますよね。将来的にはそういった防犯カメラを置くということもあるということで、検討しているということではよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。防犯カメラの防犯への有効性は認識しているところですので、検討していきたいと思っています。</p>
木下会長	<p>北側の入口の広場の階段のところのバリアフリー対応というのは、車両動線の方から入ってくるのでしょうか。スロープ対応と書いてありますが。</p>
事務局	<p>はい。</p>
木下会長	<p>中央広場と子どもの遊び場のゾーンに水はけの改善と掲載されていますが、勾配的に水が集まってくる地形になっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>

木下会長	<p>ダスト舗装にされるということですので雨水は浸透していくと思いますが踏み固められていくとだんだん水たまりができるようになると思いますので、現在様々なダスト舗装が開発されていますので、その辺はできるだけ踏圧に耐えられるような工夫をしていただけると良いのかなと思っています。</p> <p>ピクニック広場ですが西側の方は桜を植え替えるということになっていますが、東側のピクニック広場は特に木が植えられていませんがここは大丈夫でしょうか。日陰がある方がいいかなと思います。桜を補植するなどは考えられないでしょうか。あえて植樹しない理由はあるのでしょうか。或いは背後の樹林で日影ができるということでしょうか。或いはもう日影はいらないという判断でしょうか。</p>
事務局	<p>東側は既存の樹木が大きく育っているところもございます。それで大分日影ができるかなという点と、芝生なので芝生にある程度日光も入れてあげたいという点のバランスで、現在補植の計画を行っていません。</p>
木下会長	<p>芝生とダスト舗装のこの境界はどのような処理をされる予定ですか。</p>
事務局	<p>一番シンプルにやるとするとコンクリート地先境界ブロックになると思いますが、他の公園でもやっているようなエッジング材などのおしゃれに見えるような方法も合わせて検討していきたいと考えています。</p>
木下会長	<p>芝生がじわじわ広がっていくデザインというよりははっきりとエッジを切るということですね。</p>
小木曾副会長	<p>南流山中央公園に夏の暑い時期の利用を知りたくて行きまして、どのような使われ方をしているのか見てまいりました。撤去する予定の四阿に人が座っていて唯一の日陰のように感じました。この撤去するというのは断面図②のところの四阿のことですかね。撤去の趣旨は、エントランス空間のバリアフリー化のためにあの高いところにあるのは難しいということでしょうか。オープンハウスの子供たちが書いたポストイットを見ていると、四阿の良いところとして四阿がなくなるのは寂しいと書いてあります。子どもの意見は酌み取れないなという感じでしょうかね。色々ご事情があると思いますので、その辺りを教えてください。</p> <p>また、藤棚についてもっと剪定しますというお話でしたが、先日見に行った時その日影で1人だけ座っていましたね。夏は結構いいのかなと思いました。藤棚の管理は結構難しいと思いますが、残すと思いますので、補修しながら剪定や施肥などで花がちゃんと咲くように工夫して欲しいなと思いました。その前面のところも改修するという話ですので一体的にしっかりやって欲しいなと思います。</p> <p>それから南側の消防署側の方の通りですが、前の委員会でも話がでていたようですがごみが捨てられているほか不法駐車が多かったですね。実際、ちょうど日陰になるので車がずらっと停まっていた。皆さん</p>

	<p>休憩されてましたね。それを解消するのは簡単ではないと思いますが外周部は結構大事だと思います。その外周部が白いロープで柵がしてあったのですがちょっと見苦しくて簡易的だったので、だからもう少し外周部をしっかりと対応した方がいいのではないかなと思いました。</p> <p>また、広場はダスト舗装にするとのことですが現状を見るとちょうど野球場でいう外野辺りに綺麗に芝がありますがあれは全部剥がして、全部ダスト舗装にするということですか。色々と事情はあると思いますが、その辺のお話を伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>四阿については、確かにオープンハウスで、四阿で遊べるというご意見がありましたが、実際に書いた子どもたちに何をして遊んでいるのと尋ねたらゲームをやっているというお話だったため公園のコンセプトとはちょっと違うのかなと考えました。また、高低差を解消するためには、四阿が一番高いところにありますので、撤去せざるをえないと判断しました。外周のしつらえにつきましては土がこぼれないようになどやらなくてはいけないことがたくさんありますので、検討していきたいと考えております。また、外野の芝生につきましては今現在芝があったりなかったりするところが点在しており、それが原因の一つとなり、水はけ悪くてぐちゃぐちゃになっている状況がありますので、思い切ってダスト舗装に切り換えていこうと思います。その代わりに、ピクニック広場に新たに芝生の広場を作って、お花見など休憩できるような場所を整備していきたいと考えております。</p>
小木曾副会長	<p>さっきお話がありましたが明るく涼しく歩きやすいものということでご意見があったかと思います。緑が多くて涼しい環境も欲しいし、やっぱり明るい環境も欲しいというのはその通りだと思います。それを実現するのは簡単そうで難しいのですが、それが設計の工夫だと思うのでぜひ雰囲気を残しながらいい感じにしてもらえるといいと思います。</p>
木下会長	<p>南側の道路と公園の境界のところに樹林の中を小道が走っていますが、これは新しく作る小道ですか、それとも既存のものでしたでしょうか。</p>
事務局	<p>ここについては今獣道のようになっているところを小道として整備していきたいなと思っております。</p>
木下会長	<p>そうしましたらここは既存樹を考慮しながら獣道を活かすということですね。こんなにまっすぐになるのかなってちょっと思ったものですから。もうちょっとうねっていた方がいいかなと思いました。</p>
田中由実委員	<p>確認ですが、全体としてはあまり伐採しないと思っていいのでしょうか。何%ぐらい切るなどありますか。周囲の人に聞かれることがあります。どのぐらい樹を切るのでしょうかとか聞かれたときにどう答えたらいいかなと思ひまして。</p>

事務局	大きく伐採することはないと考えていますが、園路を整備する中でどうしてもぶつかってしまうところが出てきます。できるだけ避けて勾配と幅員が取れる場所を検討しています。
小木曾副会長	伐採の話はどこでも出ると思います。私も昔仕事していて桜がどのぐらい残りますかって聞かれたことがあります。集合住宅の中の保存樹木でしたが、7割ぐらいは残るかなと最初の計画では思っていたんですが、安全見て、5割ぐらいは残ると思いますって言った瞬間に次の日の自治会報に半分伐採って書かれたんですよ。すごくショックを受けました。実際には7割ぐらい残りましたが。もしできれば、ある程度計画進んできて、この木は伐採するっていうのがわかったらテープでマーキングして地元の人に見てもらうなどしてやっていくと合意形成もしやすいし、お互いの気持ちも和むし現場でそういう話し合いができるとお互い理解がし合えると思うので、そんな工夫もされるといいんじゃないかなと思います。できる範囲でぜひお願いしたいと思います。
事務局	いただいたご意見を参考にして検討いたします。
木下会長	中央広場の南側が空白になっています。ここはどうなる予定でしょうか。
事務局	そちらは遊具ゾーンの拡張エリアを予定しています。 遊具の配置などはまだ決めていませんが、今のコンセプトの中で遊具ゾーンを少し拡大します。
木下会長	地面はどのようにしますか。舗装する予定でしょうか。
事務局	遊具を設置する場合は舗装せずに既存の土舗装のままとします。なお、管理用車両が入る場所とこのエリアで競合する場所があるので、そういったところについてはコンクリート舗装などして、車が入っても大丈夫なような状況にしたいと思っています。
木下会長	差し当たって空けておくということですね。状況を見て遊具を増設するということでしょうか。
事務局	はい。
田中由実委員	インクルーシブ遊具などに関しては専門の方が入って、どのようなものを設置するのかということも検討していくということでもいいんですよ。
事務局	インクルーシブ遊具につきましては現在何が必要というのを決めきれていないところです。誰もが使える遊具という意味合いで設置していきたいなと考えています。
田中由実委員	専門知識はないのですがすごく広さが必要みたいな話も聞きます。この広さが適しているかどうかという点も気になるなと思いました。せっかくやるならすごくいいものになればいいなと思います。よろしく願います。

木下会長	サブ周回路は車椅子やベビーカーの通行は想定されていますか。
事務局	幅員は1.2メートルを予定しておりますので通れる場所です。
三浦代表	広場との接続というところにある休憩スポットはベンチというお話がありました。ここには屋根を設置する予定はありますか。
事務局	はい。ベンチだけの予定です。
三浦代表	一般的にほかの公園もベンチを設置する場合には椅子だけで日よけはなしという考え方ですか。
事務局	はい。
木下会長	この公園には防災備蓄倉庫みたいなものはありますか。
事務局	市が設置したものではなく、自治会さんで設置されているものがございます。
亀山委員	<p>おたかの森駅南口公園では、園路以外を歩く人がたくさんいることにより獣道みたいなものができてしまっています。</p> <p>ここの公園も、道路のあちらこちらから公園に入ってこようとすると獣道ができてしまわないでしょうか。</p>
事務局	<p>周回に関しては、今現在はありませんが将来的にロープ柵などをまわしてエントランスの方に促していくようにしていきたいと思っています。その後、獣道ができるようなことがある場合、おそらくそこに出入口として需要があるということなのでそこは柔軟に対応して入口の整備などやってもいいのかなと思います。先ほどおっしゃっていたおたかの森駅南口公園の獣道も結局新たに階段を整備しました。</p>
小木曾副会長	委員会だよりについてですが、これに対してフィードバックというものは何かありますか。ぜひ教えて欲しいと思います。
事務局	<p>令和3年2月発行したみどりの委員会だよりにつきましては、周辺の自治会会員の方々にお配りしております。ニーズ調査結果については委員の皆様にもみお配りしていますが、今回の委員会に関して委員会だよりをまた作成し、現在お示ししているこの中央資料2を修正したものをまた自治会の会員の方々に回覧していただこうと考えております。</p>
小木曾副会長	<p>このたよりはとてもいいと思います。公園の再整備について自治会や地元の人全員に説明することはなかなかできないと思うので自治会に配るということは回覧か何かで自治会に入っている居住者には見てもらえるんですかね。欲を言うと最後のところに、「何かご意見がありましたら、どこどこに連絡ください」と一言書いておくともいいと思います。そういったことをしておく私の経験ですが、事業進めたときに意外とスムーズにいくと思います。やっぱりなかなか声を大にして言えない方がたくさんいると思うので、ちゃんと今まで説明してくれているなという印象も残るし、意見を言いたい人はここでいえると思います。こ</p>

	の取り組みはとてもいいと思うので、ぜひそういうふうにされたらどうかと思いました。
事務局	はい、わかりました。
木下会長	委員会だよりを拝見しますと自治会さんの方で納涼祭を実施されていると思います。ちょうどこの広場でやるとと思いますが、そういった観点から問題はないでしょうか。
三浦代表	はい。
田中由実委員	流山市総合運動公園も、南流山中央公園も、バリアフリーの観点から設計されていると思います。ベビーカーにも様々あり、双子用のベビーカーとかもありますのでその幅などは、通れるかどうか確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。
木下会長	バリアフリー法関係で基準があると思いますのでご確認いただければと思います。
事務局	承知いたしました。
樫委員	思い付きで申し訳ないのですが、近くに「かえる公園」という公園があります。カエルの置物があってみんなそのように呼んでいます。南流山中央公園においてもニックネームをつけちゃうというのも面白いかと思いました。
事務局	<p>南流山も含め市内の公園で呼んでいる愛称みたいなものを聞いたことがあります。たとえばプリン公園ですとか、かえる公園ですとか、怪獣公園ですとか、そういうものを園名板に追加させていただいているのでここを使っていくうちにいろいろ名前がついてくることがある場合は、そういう名前を園名板に反映するなどできればいいなと思っています。皆さんが使いやすいもの、中央公園ですと非常にかたい名前なのでそういういい名前があれば、反映していきたいと思います。</p> <p>また、南流山中央公園は南流山自治会さんの方で清掃活動を行っていただいています。市内全域の清掃活動されている自治会の皆様に、年に1度来年も継続して清掃を行いますかというアンケートをお送りしています。その時に、もしその公園に愛称があるのであれば教えてくださいと毎年お伝えしております。何かそういった馴染みがあるものがあれば私たちもそういったものを採用して、一緒に作っていきたいと考えています。</p> <p>何か意見があればぜひ地元の方から上げてもらえれば、行政が考えるよりも地元の方に馴染んだ名称の方がよろしいかなと考えています。</p>
木下会長	よく子供達が勝手にあだ名をつけていることがありますよね。
田中由実委員	この公園に関しては、そのまま中央公園とみんな呼んでいますね。不思議なことにその公園だけないかなと思います。
木下会長	特に追加でご意見がないようなので、議題2を終了します。

議題3 流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の改正について

発言者	発言
木下会長	<p>それでは議題3でございます。「流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の改正について」ということで事務局のほうからご説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>資料の右上に議題3資料と掲載されているものをご用意してください。この度、流山都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例を改正いたします。以降はこの条例を公園設置基準条例という略称で説明します。議題3資料の説明をします。</p> <p>この条例のお話をする前にまず都市公園に係る法と条例についてお話しします。都市公園は、都市公園法という法律と、流山市の公園に関する条例で公園に関すること全般について定めています。都市公園法には、都市公園でできることや、都市公園に設置できるものなど、公園に係ることが一般的に書かれており、流山市の条例では法に掲載されていない細かい事項が定められているほか、都市公園法の中で法を参考に条例で定めてくださいと書いてあるものについても書いてあります。今回は、流山市の都市公園に係る条例の中の一つである公園設置基準条例を改正します。では、公園設置基準条例とはどういったものかという、公園の配置について、公園の規模の基準の他、法の基準を参考にして、公園内に設置できる建築物や運動施設の量の制限について定められている条例です。そもそも都市公園は、法や公園設置基準条例の中で、公園の中に物を設置できる人、公園の中を管理できる人が制限されています。その他、公園の中に設置できるものの制限、公園の中に設置できる建築物の量の制限がされており、無計画に公園の中に建築等がされてしまうことにより、本来の公園の機能が失われることがないように定められています。</p> <p>今回の改正では、最後に述べた公園の中に設置できる建築物の量の制限に関する条項を改正します。まず改正を行うことになった背景を説明します。議題3資料の1枚目、裏面をご覧ください。</p> <p>平成29年に、公園のストック効果を高めること、民間のビジネスチャンスの拡大と公園の都市公園の魅力向上を両立させること、都市公園のより柔軟に使いこなすこと、この三つの視点を取り入れて都市公園法が改正されました。この改正により、都市公園に民間活力をより導入しやすくなり、柔軟に活用できるようになりました。法改正により新しい制度ができました。公募設置管理制度、略称でPark-PFI制度と言います。以降は公募設置管理制度のことをPark-PFI制度という名前で説明します。Park-PFI制度とは、都市公園において、飲食店、売店等の公園施設の設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きの</p>

ことで、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が適用されます。同ページの下図をご覧ください。青い四角線で囲われた範囲がカフェなどの収益施設です。これまでの制度だと、公園内に民間事業者が収益施設を設置する場合、青い四角で囲われた収益施設部分のみを設置できました。しかし、この法律では長くても10年しか運営が担保できないという制約がございました。一方で新しい制度であるPark-PFI制度だと、民間資金により、青い枠だけでなく、周囲の赤い枠も含めて、一体的に整備することにより、統一感のある魅力ある公園を作ります。資金面につきましても、本来市が整備をするべき青い部分を除いた赤い枠の部分につきまして、事業者が整備してもらうことにより、一部事業者が資金を負担してもらえ、整備費を削減することができます。その代わりに、事業者は法による特例措置を受けることができます。二枚目の資料の表面をご覧ください。特例は大きく分けて三つございます。一つ目は、収益施設の設置期間の特例で、先ほど通常の場合は最長10年しか担保できないということも申し上げましたが、この制度を活用すると、最大20年まで担保することはできます。事業者にとって新しく建築物を建てるなどの投資を行った際に、その投資額を回収するためには、十年間の営業期間は大変短く回収しきれないそうです。続いて二つ目が建ぺい率の特例です。建ぺい率とは、公園の敷地面積に対して建築物を建てることのできる面積の割合のことで、通常は一部の例外を除いて、2%までと定められております。しかし、Park-PFI制度を活用した場合は、建ぺい率を10%上乗せすることができます。ただし、この法改正の特例内容を流山市内の公園にも適用するためには、法改正の内容を参考に条例でも数値を定める必要があります。今回の公園設置基準条例の改正にはこの特例を適用するために改正するものです。特例の説明文の下にある図をご覧ください。この図の左側に、青、緑、薄緑の四角い図がありますが、Park-PFI制度にかかるのは、一番右端の薄緑の四角の部分です。条例では、特例で10%の上乗せを定めるほか、その上の部分でさらに上乗せ可能というふうに書いてありますが、流山市の条例では法律に則って、同じ10%の上乗せまでとします。最後に、三つ目の特例が占用物件の特例です。公園に設置できるものは法で定められており、公園施設という名前で定義されております。この公園施設以外にも法で定められている上下水道管、電柱、郵便ポストといった公共性の高いものについては、公園に設置できるということで占用許可により設置することができます。この占用できる物件については、Park-PFI制度を利用した場合に限り、公園利用者以外を対象とした駐輪場、具体的にはレン

	<p>タサイクルみたいなものや、看板や広告等も占用することが可能となる特例です。</p> <p>資料めくっていただいて裏面をご覧ください。現在、議題1にあったように、流山市総合運動公園内に収益施設の設置について検討しておりますが、この収益施設の設置方法につきまして、Park-PFI制度の活用を視野に入れております。今回、先ほど説明した特例二つ目の建ぺい率の上乗せを適用し、より柔軟に対応できるようにするために条例改正を行いたいと考えています。改正部分は、緑色で塗られているところを追加する形になります。もとの条文は最後に添付した資料をご覧くださいればと思います。事務局からの説明は以上となります。</p>
檜委員	<p>この改正は、総合運動公園のバーベキュー施設業者のためというふうを考えてよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>バーベキュー施設ではなく、賑わい創出を目的とした収益施設の設置のために行っております。バーベキュー施設はすでに出来上がっておりますので、そのためというものではございません。</p>
檜委員	<p>そうしますと、バーベキュー施設の場合はその特例を適用しなくても全体の2%以内でできたけど、収益施設を作るにあたっては2%を超えてしまうということでしょうか。</p>
事務局	<p>必ずしも超えてしまうということは想定されておりませんが、今後より柔軟に活用できることを想定して、今回法に則って改正を行うということです。</p>
檜委員	<p>そうしますと、今この条例の改正をしなくても、収益施設はできるけれども将来に備えて改正していくということでしょうか。</p>
事務局	<p>建築物に関しては、まだ誰が何の施設を設置するのか決まっていないので、これから公募をかけて、手を挙げる人はどんなものやっていくのか、いわゆる門を広げるために、今回の条例の改正をするという意図があります。</p>
檜委員	<p>今回の収益施設を建てたとしてもおそらく2%以内に収まるが、募集をかけるにあたり将来の順応性を考えて、条例を改正しますということでしょうか。</p>
事務局	<p>そのような考えでよろしいと思います。</p>
檜委員	<p>10%上げるというのは、総合運動公園の面積を考えるとかなり大きな面積になってしまうので、本来の公園の機能を損なうようなことが出てくるのではないかと危惧したわけです。もし現状の2%で収まるのであれば無理して改正しなくてもいいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
木下会長	<p>おそらく運動公園で10%を超えるということは今後も想定しにくいと考えています。むしろ、今後小さい公園に流山市内でPark-PFI制度を導入していこうとした時に、10%にしておかないと2%を超えてしまう</p>

	<p>事例がもしかしたら出てくる可能性が高い、そのための改正というふうに私は理解しています。実際2%を超えるかどうかにかかわらず、多くの自治体でこの平成29年度の都市公園法の法改正に伴って自治体の条例改正を行っておりますので、そういう背景もあって今後あらゆる公園、小さい公園も含めてこのPark-PFI制度の運用ということで、将来起きた時に対応できるための法改正というふうに私は理解していますが、そういう理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。その理解で結構だと思います。ただ、運動公園に関しては17ヘクタールありますので、10%っていうのは非常に大きな数字になってきます。あくまで公募行って、その内容の精査も行いますので、そもそも募集時点である程度の制限をかけますが、審査により公園にふさわしいか判断をします。</p>
檜委員	<p>運動公園で適用される10%はすごく心配ですが、小さな公園でこれを活用して活性化するということはあるかと思いますのでそういう理由でしたら、理解できました。ありがとうございます。</p>
木下会長	<p>ただし、やみくもに建ぺい率規定を規制緩和するというのはどうかと思います。例えば小さい公園であれば、樹木の伐採をしてまで施設を建てていくのは慎重な議論が必要だと思います。やみくもに何でもかんでもPark-PFI制度を使うということではないと思っております。</p>
小木曾副会長	<p>確認ですが、資料の3ページ目に建ぺい率の特例が特例2にありますが、今回の改正は特例1とか特例3も含めて実施されるという理解でいいでしょうか。</p>
事務局	<p>Park-PFI制度を活用すると、条例の内容に関係なくおのずと特例1特例3が適用されます。</p>
小木曾副会長	<p>特にその建ぺい率だけの話でなく、収益が公園の整備に使えたりするメリットもあるということなので、トータルで考えるとこれを導入する価値があるのかなと思いました。</p>
秋谷委員	<p>法律の改正されたのが平成29年なのでもう何年か経っていますが、全国の公園の中で流山市と同じように建ぺい率を増やして建てた施設の実績で把握されているものがありますか。運動公園のイメージで、カフェ等のイメージしか湧きません。実際に公園面積の10%で民間が計画するとギリギリまで利用することになってくるなどが心配なので、どんなものが実際に緩和されることによって造られてきているのかを知りたいです。</p>
事務局	<p>事例は幾つかありますがこの場で実際の収益施設の面積割合までは確認はできません。Park-PFI制度の手引きというものがあり、そこで事例がいくつか載ってはいますが、豊島区では造幣局地区防災公園で便益施</p>

	設を、名古屋では大通公園にカフェや屋外遊戯施設等を設置しております。
木下会長	今、事例が出た名古屋の大通公園は三井不動産がアパレル等の物販含めたデパートのようなものを展開した事例があります。
亀山委員	公園のロケーションを活かして、事業者が自由に建築物を計画すると本来の公園の意味と変わってきてしまうがどう考えますか。
木下会長	都市公園法の規定でも公園の価値や魅力を高めるためというのが主ですので、施設を作るためにある制度ではないです。そこは本当に慎重な議論が必要だと思います。
檜委員	名古屋の大通公園や造幣局地区防災公園等は都市部みたいなどころだと思いますが、流山では使う意味、使う場所があるのか疑問に思います。もっと小さな公園だとどのくらいの規模の公園でそうすることができるのかというイメージが湧きませんが、いかがでしょうか。
事務局	現在の運動公園には既存の建築物が、トイレのほかにキュービクルやプレハブといったものがあります。体育館自体は体育施設になるので、今回の2%とは別のところで勘定し、資料では真ん中の黄緑の部分に含まれます。平成30年度当時では、今の条例のままでの建築可能な残りの面積は2500平米前後です。こちらに対して新たにパーベキュー広場のトイレやアスレチック広場のトイレが増えていきますので、そこを踏まえていくと、充分足りるとは思いますが、Park-PFI制度で募集する施設にある程度制限がかかってしまう可能性も懸念されるところから今回条例改正を行うということです。
檜委員	そうすると先ほどの質問に戻ってしまいますが、要するに運動公園の集客施設を募集するために必要になってくるということでしょうか。
事務局	平成29年に法律が改正されて、本来はこのタイミングで変える必要がありましたが、その時にはまだ導入する施設が見えていなかったのを見送っていました。今回のテニスコート周辺の再整備するにあたって、そういった建築物を導入するということが直近で見えてきましたので、募集に合わせて門戸を広げるという意味でも、今の法律に即した条例改正を行いたいと考えております。今直近で見えているのは運動公園だけです。 市としましても運動公園のイメージというのは、開設から40年以上経ち、周りの人たちにも親しまれている樹の多い公園なので、イメージは変えずに行きたいと考えています。今回のPark-PFI制度の導入に関しては、ショッピングモールという話も今話題に出ましたが、全くそういうことは考えておらず、運動公園らしさをより前面に押し出してもらえよう内容を公募の中で各業者から読み取り、また学識経験者等外

	部の方を入れて審査し、選定していきたいと考えています。よって、その店舗や中身等というよりも、そのPark-PFI制度で20年という許可の長さは非常に民間事業者からすると参入しやすくなるので、流山市としてもそのPark-PFI制度を利用し、民間の力を借りる一つの手法として取り入れたいと考えています。
秋谷委員	この新制度の公的資金は、民間が事業をするにあたってどういうところに投入するのですか。これは要するに、返還を求めない建設協力金付きの事業用定期借地権みたいなものですか。それから、その事業者が頓挫した場合、新しく引き継ぐ業者がいればいいですが、もし引き継ぐ業者がいなかった場合、公的資金は回収不可能になるのですか。
事務局	公的資金につきましては特定公園施設に入れるものなので、園路や公園の施設として使え、全部を民間の方々でやっていただくのではなく、ある程度公的資金も入れながら一緒に施設を作っていくというイメージです。また、事業者が頓挫してしまった場合の対応については公募条件の中で示していきたいと考えており、相手方との協定の中身についても詳細に協議する必要があると思います。基本的に土地が公園で、公園管理者から民間業者に土地をお貸しすると、民間業者は自分の資金で建物を建てて、使用料を市に払っていくということなので、基本的に市はなるべくお金を出さないで、使用料を公園の維持管理費充てることのできるという考え方です。仮に頓挫した場合でも、大きな痛手ではないと考えています。
秋谷委員	次の事業主が見つからなかった場合どうしますか。
事務局	今回補助金を出す予定ではないので、それに対しての回収は考えてはいません。仮に次の業者が見つからない場合は、再度また新しく公募をするしかないと考えています。補足するところという公的資金というのは、例えば、広場整備や園路整備等の本来の流山市が整備していく費用のことを公的資金と呼んでいて、例えば建物の周りでその建物にプラスになるような修景整備をするときには、本来公園整備は、管理者しか行ってはいけませんが、民間事業者にも整備してもらうことによって、流山市が100%出すところを何十%でいいというような状態になっています。また、仮に建物を建てて事業が頓挫する時には、公募時に撤去費用の預かり金だけ補償金としていれてもらおう等のやり方もあると思いますので、そこは色々な事例を見ながら市が不利にならないように募集をしていきたいなと思っています。
檜委員	運動公園で、10%の上乗せは、総面積に対して大きすぎると思うので慎重に考えてほしいです。

事務局	指摘の通りメインは公園なので、建物で公園が追われてしまうようなことがないように、募集する時には12%丸々使っていただくような募集をする予定はございません。
檜委員	例えば、3%だけ上乗せするということはできますか。
事務局	法で定められている10%を参酌して条例で定めなさいということなので、必ず10%にしなきゃいけないわけではなく、そこを参考にして、定めることができます。
檜委員	対象が運動公園ということでしたら、10%を上乗せするのではなく、総合運動公園のあり方も考えて2%とか3%とかでよろしいのではないかと、10%は多すぎると考えます。そこも含めて上限を設定していただけたらと思います。
亀山委員	運動公園の場合最初から12%利用するという事はないと思いますが、例えば1.2%の建物を10業者がそれぞれ建てることのできるということでもよろしいでしょうか。
事務局	確かに数字上そういうお話になるかと思いますが、今回テニスコート周辺エリアは再整備を行ったうえで、収益施設を導入するエリアや規模を決めて、その中でやれる施設をやっていただくので、市からそのような募集をかけない限り、参入することができません。
木下会長	仮に条例を改正して10%という数字を書いたとしても、それは条例の上限値であって、行政や地元がそこまでは困るということであれば、そういった条件設定をして拒否できると思います。それを民間事業者が条例に書いてあるから10%までやらせろという話ではないと思います。
事務局	その通りです。結局、設置管理許可になりますので、そこは市の方の判断の中でやっていけるものです。
木下会長	では、これは数値や改正内容を改めて検討するという事でもよろしいでしょうか。
事務局	はい。もう一度条例の改正案を作って説明させていただきたいと思えます。
木下会長	以上で議題3を終了します。

議題4 その他

発言者	発言
木下会長	つづいて議題4に移ります。事務局から二つお話があるということですが説明をお願いします。
事務局	先ほど議題3資料でPark-PFI 制度のお話をさせていただいたかと思いますが、この制度を活用して総合運動公園内に収益施設を設置する手続きについて説明いたします。総合運動公園の西側で収益施設の設置検討が進められており、Park-PFI 制度の活用を視野に入れていきます。最も早いスケジュールで、来年度資料に掲載されている手続きを進めようと考えています。最初に公募設置等指針募集要項の配布というものを事業者にして、それを基に事業者は計画を作ってきて、最終的に市にプレゼンを行い、市がそれを判断して、業者が決まるという流れになっております。大体この手続きは長くかかっても6ヶ月ぐらいの手続きになります。資料の一番左上の公募設置等指針・募集要項の内容を決めるにあたって、先ほどの議題でもいろいろ議論していただいたかと思いますが、募集の条件を定めるときにみどりの委員会の皆様にもご意見をいただきたいと考えています。先ほど施設の規模の話ですとか、いろいろとご心配あったかと思いますが、その中で市はこういうふうには要綱を考えておりますということを皆様にお示ししましてそれについてご意見いただければなと思っておりますのでよろしくお願いたします。なお、Park-PFI 制度の手続きの時期について、先ほども長くても約6ヶ月かかると申し上げましたが、最速で来年度の後半の6ヶ月を考えておりますので、皆様にご意見を伺う時期は来年度の前半だと考えています。
檜委員	ここの募集条件というのはどのような募集条件のことでしょうか。みどりの委員会で検討しなきゃいけないものが含まれているのかどうかおしえてください。
事務局	例えば、さきほど議題3資料のPark-PFI 制度の説明で、赤色と青色の枠が囲ってある場所があったと思います。 この赤い色の範囲、事業者が整備する特定公園施設の範囲の条件についてです。 そのほか、そもそも要綱の中で収益施設の内容の条件をどこまで言及するかということも整理する必要がありますが、その条件などについてもご意見を伺うことも視野に入れていきます。
田中由実委員	質問です。ある程度事業者の計画事業内容を私たちは知ることができるのでしょうか。
事務局	公募の条件整理の時に皆様のご意見を伺いますので、事業者の提案はその時点では受け付けておりません。事業者の提案を受けるのは募集が始まってからになります。なお、審査は学識の方など様々な方のご意見

	を取り入れながら行うようにと定められておりますので市の意向だけで決めるものではありません。
木下会長	あらかじめ募集条件等についてみどりの委員会の意見を伺う予定ですが、というのは、こういう委員会をちゃんと開くということによろしいですか。
事務局	はい。
木下会長	これ以上意見がなければ、最後、二つ目の内容についてこちらのご説明をよろしくお願いいたします。
事務局	<p>議題4資料2をご覧ください。流山市総合運動公園の南側駐車場のそばで、現在バーベキュー施設の試行運営を行っています。本格運営に向けて事業者の募集を今年度後半に行う予定です。</p> <p>現在の試行運営の結果についてご報告申し上げます。令和3年4月から6月の結果ですが、実は令和2年度中も試行運営を行おうとしておりましたが、コロナウイルスの関係でどのように運営するかというのをいろいろ模索した結果、1年延長しまして、令和3年4月以降予定では11月末まで行う予定です。現時点の実施結果、4,5,6月の結果についてご報告申し上げます。運営日は基本的に土日祝日に運営していますが、一部ゴールデンウィークなど平日も運営し、4,5,6月の間は合計31日間運営しました。雨天は7日間ありましたが予約がありましたので、開催の取り止めは行っておりません。もちろん運営にあたっては、事業者に新型コロナウイルス感染症防止対策を十分に講じた上で実施するように指導しています。来客数の結果ですが、374組2008人で、ゴールデンウィークのあった5月が一番多いという結果になっています。利用者アンケートは、団体で参加したいというご要望が多かったですが、今現在は新型コロナウイルスの関係で、同一世帯にお住まいの方、例えばご家族ですとかそういった方のみのご利用をお願いしております。そのため、希望としてはおそらく皆さん部活のグループで参加したいですとか、会社の飲み会をやりたいという方が大変多いのだと思いますが、残念ながらお断りしているというところです。その他、現在トイレは建設中なので、仮設トイレをご利用いただいているのでそこを改善して欲しいというご意見があるほか、中央の芝生の広場を養生のため閉じていますが、そこで思い切り遊びたいというご意見もありました。芝生広場の開放は今後行う予定です。</p> <p>今後の本格運営事業者の募集スケジュールですが、先ほど申し上げた通り今年度の11月末まで試行運営を行いまして、12月以降から来年の3月にかけて、本格運用を行う事業者の募集をいたします。令和4年の4月以降本格運営を開始するというスケジュールを予定しています。その他ですが、中央広場にバーベキューサイトをご利用されるご家族連れ</p>

	<p>が非常に多いのでお子さんが楽しめる遊具を設置する予定です。また先ほど申し上げたとおり、現在トイレを建設中でして秋ごろから仮設トイレを撤去して建設したトイレをご利用いただけるようになる予定です。トイレ建設後には隣接している駐輪スペースが利用できるようになる予定です。</p>
<p>小木曾副会長</p>	<p>資料にイメージ写真があります。これはあくまでもイメージでしょうか。CGか何かですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらの写真につきましては整備工事の際に施工業者がドローンで撮影したものです。実際の写真です。</p>
<p>小木曾副会長</p>	<p>実際の写真ですか。格好いいですね。現場はこんな感じなのですね。ありがとうございます。</p>
<p>檜委員</p>	<p>来客数が全部で374組、31日運営ということで1日あたり10組くらい来場しているということで、この会場の規模からすると、結構入っているって感じでしょうか。評価としては採算がとれる状況なのか、それともこれだと少ないということなののでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在大変ご好評いただいておりますが、374組が31日間の営業期間にいらっしゃっているので、1日あたり10組程度です。また利用された方がまた来たいとか肯定的な方々が多いです。また周辺の方からの苦情も今のところございません。</p>
<p>木下会長</p>	<p>このバーベキューは指定管理になるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>制度としては、設置管理許可です。</p>
<p>田中由実委員</p>	<p>ここには事業者が入ると思うのですが、別で自由にバーベキューできるようにところを作る予定はないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>バーベキューを行いたい方は、この事業者が管理できる場所でやっていただく形になっています。なお、食材の持ち込みも可能となっています。ただし、今の試行運営中は機材についてはここにあるものを使っています。現在、コロナでアルコールはお断りしておりますが、平常時はアルコールの持ち込みも可能で、時間は区切られていますが自由にバーベキューを楽しむことはできます。</p>
<p>亀山委員</p>	<p>事業者が運営するといっても前の議題のPark-PFI制度だったり、指定管理者制度だったりいろいろあると思います。どのように使い分けているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず使い分けとしましては、指定管理者は5年間、設置管理許可のうちPark-PFI制度ですと最大20年間、通常の設置管理許可は10年間はというように、事業計画期間に差があります。ゼロから工事するとなると民間の事業者がやりやすい方法というのはPark-PFI制度だと思いますが、一方で市条例の整備とかも必要ですが、最終的にはこういった大</p>

	きな公園は一つの指定管理になるのが望ましいのかなとも思っています。そこは今後検討が必要かなと思います。
木下会長	時間になりましたので、以上で議題4を終了いたします。